

下落合自治会規約細則

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この細則は、下落合自治会規約(会則)第40条の規定に基づき、規約の施行に必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 規約第6条に定める会費は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 6,000円
 - (2) 賃貸住宅世帯者会員 2,000円
 - (3) 賃貸住宅単身者会員 1,000円
 - (4) 特別会員(法人会員) 5,000円(一口)
- 2 会費は年会費とし、会員から一括で納めることとする。
- 3 会費は会計年度途中で退会した場合は、返金しないものとする。
- 4 会費は会計年度途中で入会した場合は、月割りで納めるものとする。

(入会)

第3条 規約第7条に定める入会申込書は、第1号様式とする。

(退会等)

第4条 規約第8条に定める退会届は、第2号様式とする。

第2章 役 員

(役員)

第5条 規約第9条に定める「その他の役員」は、次のとおりとする。

- (1) 総務 2名以内
 - (2) 会計 2名以内
- (その他の役員の職務)

第6条 前条に規定する「その他の役員」の職務は、次のとおりとする。

- (1) 総務は、本会の運営に関する事務を処理する。
- (2) 会計は、本会の会計に関する事務を処理する。

(役員を選出)

第7条 規約第10条に定める役員を選出は、選考委員会で行う。

- 2 選考委員会は、会長が会員から指名し、第11条に規定する運営委員会の承認を得るものとする。

(補助委員)

第8条 規約第9条に規定する役員のほかに次の補助委員を置く。

- (1) 防犯委員 若干名(うち5名はブロック長が兼ねる)
ブロック長以外から委員長及び市防犯委員を選出する。
- (2) 防災委員 若干名
伊勢原市が任命の防災リーダーとなる。
- (3) 衛生委員 若干名(うち10名は各ブロックより班長が兼ねる)
ブロック長以外の委員を委員長とする。
委員は環境美化推進委員を兼任する。
- (4) 文化委員 若干名
- (5) 子ども部 若干名

- (6) 健やか事業部 若干名
- (7) 広報委員 若干名
- (8) ブロック長 5名
- (9) 班長 48名
- (10) 副班長

(補助委員の職務)

第9条 補助委員の職務は、次のとおりとする。

(1) 防犯委員、防災委員、衛生委員、文化委員、子ども部、健やか事業部、広報委員の職務は、各行事を企画・立案・実行等をする。

(2) ブロック代表は、班長へ回覧の配布、伝達、連絡、及び役員から委託された事務を行う。

(3) 班長の職務は次のとおりとする。

① 会費の集金を行う。

② 会員への回覧を配布すること。伝達、連絡、その他役員から委託された事務を行う。

(4) 副班長の職務は、班長を補佐し、班長が不在の場合は班長の職務を代行する。

(補助委員の選出)

第10条 防犯委員、防災委員、衛生委員、文化委員、子ども部、健やか事業部及び広報委員は、会長の指名で選出し総会の承認を得る。

2 ブロック長は、班長の互選により選出する。

3 班長及び副班長は、各班より選出する。

(運営委員)

第11条 会の運営を円滑に行うため、役員と補助委員の代表で構成する運営委員会を設置する。

(顧問)

第12条 会の運営を補佐するため、会長、副会長及び総務の協議により顧問を置くことができる。

(各種団体の協力)

第13条 会の運営を円滑にするため、次の団体の協力を得ることができる。

(1) 民生委員・児童委員

(2) 防犯指導員

(3) 交通指導員

(4) スポーツ推進委員

(5) 青少年指導員

(6) 体育普及員

(7) P T A小学校

(8) P T A中学校

(9) 氏子総代

(10) 消防団

第3章 総会

(通常総会の議案)

第14条 通常総会の議案は、原則として次のとおりとする。

- (1) 役員を選出すること
- (2) 会則の改正等に関する事
- (3) 会費に関する事
- (4) 予算及び決算、監査に関する事
- (5) 事業計画及び事業報告に関する事
- (6) その他必要案件の審議と決定

第4章 会計

(会計)

第15条 本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
 - (2) 特別会計
- 2 前項第1号にいう一般会計とは、特別会計以外の収入と支出を経理する会計をいう。
- 3 第1項第2号にいう特別会計とは、集会所の修繕等の収入と支出を経理する会計をいう。

第5章 雑則

(弔慰)

第16条 会員に不幸があった場合は、自治会から5,000円の香典を供える。

(委任)

第17条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が運営委員会の承認を得て定める。

附 則

この規約細則は、平成29年4月30日より施行する。

この規約細則は、平成30年4月1日より施行する。

この規約細則は、平成31年4月1日より施行する。

[以後、平成31年5月1日から元号を「令和」と改める。]